

私道整備助成のご案内

江東区では、私道の簡易な舗装及び路面排水施設の整備費用を助成しています。助成の要件や申請の手続の概要は次のとおりです。

1 助成の要件について

現に一般交通の用に供されている私道（私有地であること）で道路幅員が、

1. 5メートル以上であり、

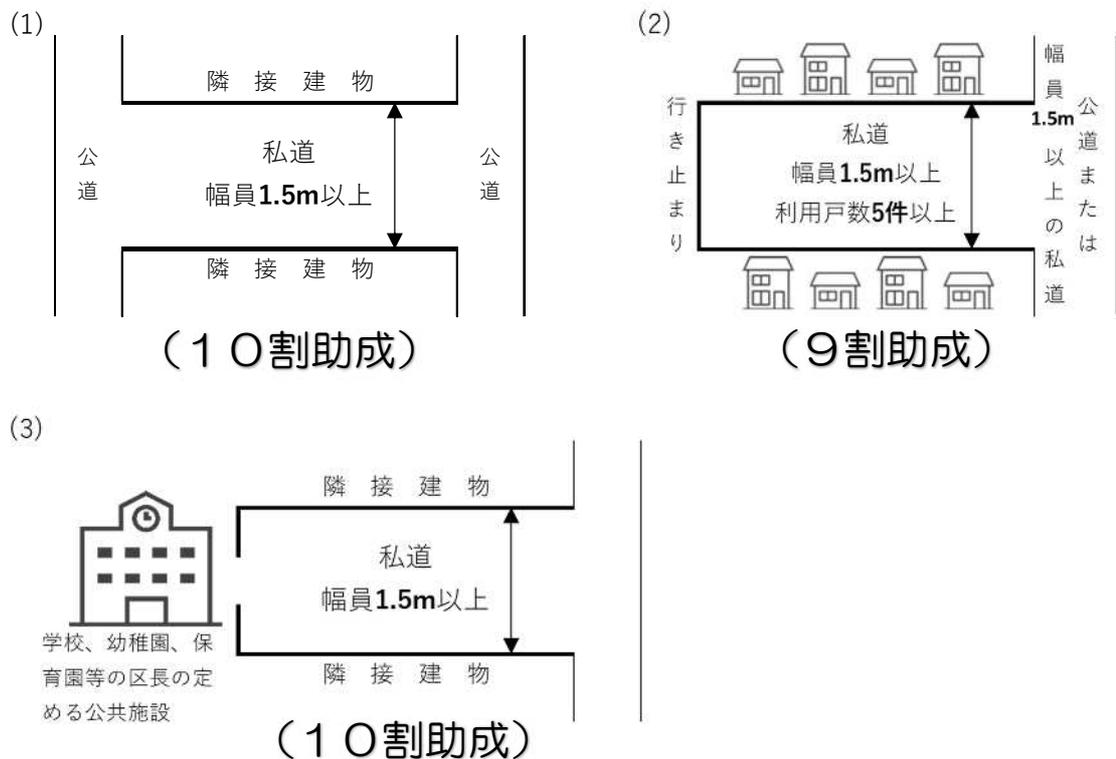
- (1) 道路の両端が公道に接しているもの
 - (2) 道路の一端が公道若しくは幅員 1. 5メートル以上の私道に接しているもので利用戸数が 5 戸以上のもの
 - (3) 学校、幼稚園及び保育所又は区長の定める公共施設に通じるもののうち区長が適当と認めたもの
- のいずれかの私道が助成の対象になります。

なお、同一路線での申請は、同一年度内 1 回限りとします。

また、助成要件に該当していても次のものは助成の対象になりません。

- (1) 新設して 20 年を経過しない私道
- (2) 前回の助成交付決定日から 20 年を経過しない私道
- (3) 同一敷地内にある共同住宅、寄宿舍、事務所のための道路又は公開空地
- (4) 国、都その他の公共団体が管理する道路

【助成要件の例】



2 再助成の要件について

同一私道で再助成を申請する場合は、助成がなされた年度（整備完了までに複数年を要した場合は、その最終年度）から20年以上経過している必要があります。

3 助成額について

助成する金額は、区の定める工事単価により算出した工事費の9割又は10割です。ただし、助成金額は、1件当たり1,000万円（私道内下水施設の助成と併せて行う場合であってもその合計額は1,000万円）を限度とします。

また、区の定める工事単価に含まれていない、ガス・水道・電気工事や駐車場など敷地内の舗装、L形溝や歩道の切り下げ、白線や標識、植栽、階段、建築などの工事費用については助成できません。

4 申請までの手続き

- (1) 区の担当者が現地を確認し、助成要件に該当することが確認できましたら、申請手続きについてご説明します。（舗装工事だけでなく私道内下水施設の工事も必要な時は、別の助成制度もありますので、区担当者にご相談ください）
- (2) 助成金を申請する申請者は、申請箇所の土地所有者及び申請箇所に接してお住まいの方全員となります。申請者の中から申請者代表を選び、区の担当者にご相談のうえ、手続きを進めてください。

☆ 申請に必要な書類について

1	私道整備助成金交付申請書	申請者名簿には、申請箇所の土地所有者及び申請箇所に接してお住まいの方全員（各世帯代表者）の記載が必要です。
2	設計図書	工事業者などに作成を依頼してください。図面の書き方など、わからない点があればお問い合わせください。
3	土地使用承諾書 [※]	申請箇所の土地所有者の承諾が必要です。土地登記簿記載の地番を記入してください。
4	委任状 [※]	申請者代表を正式に決める書類です。申請箇所に接してお住まいの方全員が記入してください。
5	印鑑登録証明書	申請者代表の方のみ印鑑証明が必要です。（申請日より3ヶ月以内の日付のもの）

6	公図の写し、土地所有者が確認出来るもの	申請箇所にあたる部分は色鉛筆等で囲うなどしてわかりやすくしてください。
7	私道が新設されて20年以上経過している事を証する書類	
8	写真	現在の写真を数枚添付してください。

※ 申請者代表以外の方の印は認印で結構です。

(3) 申請書類を区で審査し、適当と認めるものについては、「私道整備助成金交付決定通知書」を、不適当と認めるものについては、「私道整備助成金交付申請却下通知書」を申請者代表あてに通知します。

(4) 申請者代表の方は、交付決定の通知を受けたときは、14日以内に「承諾書」を提出してください。

(5) 必ず「承諾書」を区に提出した後で工事に着手してください。また、実際に工事が始まる際には、区の担当者にご連絡ください。

工事完了後、「完了報告書」に次の図書類を添付のうえ、区に提出してください。

- 1 竣工図
- 2 工事費の算出に必要な数量計算書
- 3 工事写真

(6) 現地で区の担当者が立会い、竣工検査を行います。検査後、「工事検査証」を申請者代表にお渡ししますので、記名押印後、区へ提出してください。

(7) 「私道整備助成金交付額確定通知書」を申請者代表あてに通知しますので、次の請求書類を提出してください。

- 1 請求書兼口座振替依頼書
- 2 委任状※

※ 助成金受領を工事業者に委任するために必要です。これにより、区から工事業者に直接助成金を支払います。（工事業者が指定する銀行口座に助成金を振込みます。）

*申請にあたっては、申請者や工事業者、近隣住民などとの間にトラブルが発生しないよう注意してください。

万一トラブルが発生した場合は、申請者の責任において解決してください。

このご案内と申請に必要な書類様式は、江東区ホームページにも掲載しています。ご利用ください。

江東区ホームページ（私道整備の助成）

<https://www.city.koto.lg.jp/470206/machizukuri/dorohashi/doro/7425.html>

問 い 合 わ せ 先

江東区 土木部 道路課 工務係

江東区東陽4-11-28

電話 03-3647-9664（直通）

FAX 03-3647-2126